

# 第1章 計画の考え方

## 1 計画策定の趣旨

(1) 心身ともに健康で生き生きと暮らすことは、県民すべての願いであるとともに、地域発展の基盤となるものである。平成27年度に策定された石川県長期構想を踏まえ、その基本目標である「個性、交流、安心のふるさとづくり」の実現のためにも、県民に必要な医療がしっかりと提供される地域社会を構築していくことが大切である。

(2) 本県の医療提供体制については、これまで、医療関係者による医学・医療技術の進歩への積極的な対応が図られるとともに、医療関係者の積極的な活動と県民の理解により着実に向上しているが、少子高齢化が進行し、県民意識も多様化するなか、住民・患者の視点に立った医療連携体制の構築を図っていくことが重要な課題となっている。

本計画は、今後求められる、県民ニーズに即した医療提供体制の整備に関する基本的な指針として、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき策定するものである。

## 2 計画策定の背景

(1) 平成25年4月に策定した第6次石川県医療計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までとなっている。

このため、平成30年度以降の計画として、新たに「第7次石川県医療計画」を策定するものである。

(2) 第6次計画策定後も、少子高齢化の進展や社会構造の多様化・複雑化等に伴う患者の疾病構造の変化、医学・医術の進歩による医療の高度化・専門化、さらにはIT技術の発達による情報社会の高度化等、医療を取り巻く環境の変化は続いている。

このような状況を踏まえ、より一層県民のニーズに即した医療サービスを積極的に推進していくため、医療計画の見直しを行い、新たに「第7次石川県医療計画」を策定するものである。

### 3 計画の性格

この計画は、次の性格を有する。

(1) 医療法に基づく計画

医療法の規定に基づく医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）である。

(2) 石川県における医療に関する総合計画

- ① 県が行う医療に関する施策の基本方針を示すものである。
- ② 市町、関係機関・団体等に対しては、その計画的な運営・活動の指針となることを期待するものである。
- ③ 県民及び関係者に対しては、この計画に沿って医療に対する活発な活動が自主的に展開されることを期待するものである。

(3) 他の計画との関係

- ① 石川県長期構想の医療に関する分野別計画である。
- ② 「医療費適正化計画」（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく計画）を含む計画である。
- ③ また、「石川県がん対策推進計画」、「いしかわエンゼルプラン 2015」「いしかわ健康フロンティア戦略 2018」「石川県長寿社会プラン 2018」「いしかわ障害者プラン 2014」等の関連諸計画と整合性を図って策定した計画である。
- ④ なお、本県は、県民の健康増進を効果的に推進する健康分野の総合計画として「いしかわ健康フロンティア戦略 2018」を策定していることから、本計画は同戦略との重複を避けるため、主として医療分野に特化した計画である。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から6年間とする。

ただし、在宅医療その他必要な事項については、必要に応じて、中間年で計画の見直しを行う。また、医療制度の変化や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行う。